

障害者に係る企業の取組事例集発行にあたって

内 閣 府

政府では、内閣総理大臣を本部長とする障害者施策推進本部を設置するとともに、平成15年度を初年度とする「障害者基本計画」を閣議決定し、障害のある方々に対する施策の総合的な推進に努めているところです。

障害者基本計画においては、21世紀に我が国が目指す社会として、「障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会」を掲げていますが、このような共生社会を形成していく上では、社会の様々な構成員が、それぞれの立場でできることを工夫・配慮いただくことが望まれます。

本年6月に改正された「障害者基本法」においても、国民の責務として「障害者が差別されることなく、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる社会の実現に寄与するよう努めなければならない」ことが定められ、この点が明確にされたところです。

社会の構成員の中でも、企業は大変重要な役割を担っていますが、最近では企業の社会的責任（CSR）に対する関心も高まってきており、企業の側でも、それぞれの分野で具体的にどのような取組ができるかについて、情報が求められるようになってきました。

こうした状況を踏まえ、共生社会の形成に向けて企業の側にできることについて、企業と障害者との関連に焦点を当てて考える試みとして、「障害者週間」（12月3日～9日）中の12月9日に内閣府が行う「障害者週間の集い」において、「共生社会における企業と障害者」をテーマとしたシンポジウムを開催することといたしました。

この事例集は、シンポジウムにおける参考として、日本経済団体連合会のご協力の下に作成したものであり、同会で取りまとめた「社会貢献活動実績調査」の結果を基に、各企業のホームページや報道資料等から得られた情報を加味し、障害者との関連に焦点を当てて編集したものです。

事例から浮かび上がったのは、障害のある方との関わりとして、既に多くの先駆的な企業において、製品開発、サービス提供、雇用、仕事の発注、人的・物的資源の提供、交流、社内外に対する意識啓発等の取組が、各企業の特性を生かす形で実施されているということです。これらの情報を企業間で共有することにより、それぞれの企業活動の中で工夫や配慮できることを感じ取っていただき、これからの活動に反映していただくことを期待しています

事例集の作成に当たっては、企業の取組に対する期待という観点から、障害当事者、教育機関、福祉施設の各団体からのメッセージもお寄せいただきました。企業に対する熱いまなざしを感じていただき、障害のある方の社会参加の機会を広げるという観点から、企業活動の全般において創意ある取組をお願いしたいと思います。